

組合員の継続・脱退の手続きについて

当組合の組合員資格は、退職後も引き続き継続されます

ただし、再任用職員として勤務されない方のうち、住所もしくは居所が兵庫県・大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・東京都以外の方は法定脱退となりますので、脱退手続きが必要です。

また、上記には該当しない場合でも、脱退を希望される方（自由脱退）は、脱退手続きが必要です。

脱退手続き

■ 提出書類

「出資金脱退申請書」

※書類は、しょくしんへご請求ください。



出資金の返還

■ 出資金はご指定の口座に振込みます。

※お支払いする配当金がある場合は、あわせて振込みます。

■ 振込時期は次のとおりです。

	脱退申請書の受付期間 <small>自由脱退と法定脱退で受付期間が異なります</small>	振込時期（予定）
法定脱退	令和6年4月～令和7年3月	令和7年7月頃
自由脱退	令和6年1月～令和6年12月	

（注）脱退申請書を郵送で提出される場合は、当組合受取日が受付日となります。

その他

■ 住所を変更された場合は、その都度しょくしんへの届け出が必要です。

■ ご不明な点は下記までお問合せください。

<お問合せ先>

神戸市職員信用組合
総務部 出資
(078) 984-0502